

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年3月23日午後2時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            3番 高橋 誠一            4番 峠田 一徳  
6番 渡部 基司            7番 本間 仁一            8番 安達 芳紀  
9番 佐藤 一志            10番 小野 博            11番 渡沢 寿  
12番 伊藤 圭一            13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり  
2番 黒澤 ちよ子        5番 浅野 厚司
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓  
同                            上 事務局長補佐 嶋貫 幹子  
同                            上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1                    会議録署名委員の指名について  
日程第2                    会期の決定について  
日程第3                    諸般の報告について  
日程第4    報第 4号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5    報第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6    報第 6号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金裁定請求に係る報告について  
日程第7    議第 8号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
日程第8    議第 9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第9    議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第10   議第11号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第11   議第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について  
日程第12   議第13号 令和2年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について  
日程第13   承 第1号 事務局職員の任免について



議長（高橋会長） 日程第5 報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、■■■■さんと■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 外3筆 田 3, 890㎡、畑3, 590㎡ 合計7, 480㎡を第三者へ賃貸借するため、合意解約するものです。  
2番につきましては、■■■■さんと■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計1, 756㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。  
3番につきましては、■■■■さんと■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 田 2, 400㎡を畑地化するため、合意解約するものです。  
4番につきましては、■■■■さんと■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計963. 21㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。  
5番につきましては、■■■■さんと■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 田 2, 285㎡を第三者へ賃貸借するため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第5号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に日程第6報第6号「農業者年金経営移譲年金裁定請求に係る報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました報第6号「農業者年金経営移譲年金裁定請求に係る報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、経営移譲年金及び特例付加年金の給付を受けるため、令和2年2月12日から3月10日までの間に、1名から裁定請求があったので、その内容を審査し、農業者年金基金に送付したことを報告するものであります。



- ……………全員挙手……………
- 議長（高橋会長） 全員と認めます。  
よって本案件は変更申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定4件、使用貸借権設定1件、合計7件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長 1番につきましては、■■■■さんと■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 290㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
2番につきましては、■■■■さんと■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計596㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
3番につきましては、■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計5,175㎡について、新規の5年で、毎年12月30日支払、物納となっております。  
4番につきましては、■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 5,559㎡について、新規の5年で、毎年12月30日支払、物納となっております。  
5番につきましては、■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外6筆 畑 合計451㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。  
6番につきましては、■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 1,017㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。  
7番につきましては、■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 田 963.21㎡を新規の20年契約となっております。
- 議長（高橋会長） ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。  
はじめに、議第9号1番の現地調査について、7番本間仁一委員より、報告をお願いします。

7番  
(本間仁一委員) 申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してまいりました。

議長 (高橋会長) 次に、2番の現地調査について、5番浅野厚司委員より調査していただいておりますが、本日欠席のため、事務局より報告をお願いいたします。

嶋貫農地係長 本日浅野委員より連絡をいただいております。▲▲字▲▲は草刈等管理されており、▲▲字▲▲はすべてが耕作されており、周辺農地に影響がないということを確認した、と報告いただいております。

議長 (高橋会長) 次に、3番、4番の現地調査について、青木憲一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 3月19日に青木委員から連絡をいただいております。申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してきたと報告をいただいております。

議長 (高橋会長) 次に、5番の現地調査について、11番渡沢寿委員より、報告をお願いいたします。

11番  
(渡沢寿委員) 本日現地調査を実施してきました。全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してきました。

議長 (高橋会長) 次に、6番の現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いいたします。

3番  
(高橋誠一委員) 3月20日に現地調査してきました。全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してきました。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

ここで、議長を佐藤一志会長職務代理者に交代いたします。

……………佐藤職務代理が議長席へ移動……………

議長 (佐藤職務代理) 議長を交代しました。  
それでは、始めに、議第9号1番の案件について、審議いたします。  
ここで、1番 高橋 善一 委員の退席を求めます。

……………高橋善一委員 退席……………

議長（佐藤職務代理） これより本案件について、審議に入ります。本案件について、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（佐藤職務代理） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（佐藤職務代理） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（佐藤職務代理） ここで、1番 高橋 善一 委員の復席を求めます。

…………高橋善一委員 復席…………

議長（佐藤職務代理） ここで、議長を高橋会長へ交代します。ありがとうございました。

…………高橋会長が議長席へ移動…………

議長（高橋会長） 議長を交代しました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより議第2号2番から7番の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第9 議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1番につきましては、■■■■さんが、■■■■さんの所有する、▲▲字▲▲ 田 2,003㎡を賃貸借し、共同生活援助事業所を設置するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■さん外1名が、■■■■さんの所有す、▲▲字▲▲ 畑 130㎡を使用貸借し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第10号 1番、2番の現地調査について、11番渡沢寿委員より、報告をお願いします。

11番  
（渡沢寿委員）

3月18日に、私と、小野博委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で、事業計画変更1件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、許可相当の意見を付することに決しました。



議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和2年3月12日付け農第953号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、11件の賃借権の新規設定、2件の賃借権再設定、1件の賃借権の移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。  
ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

1番につきましては、賃借権の再設定によるもので、■■■■さんと、■■■■さんの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑 4, 606㎡外1筆、合計8,422㎡を再設定の7年契約で、12月25日支払、金納となっております。

2番につきましては、賃借権の移転によるもので、■■■■さんの、▲▲字▲▲の田、2,101㎡外6筆 合計13,071㎡ を賃借期間平成28年3月31日から令和8年3月31日までを、令和2年3月31日付けで、■■■■さんへ賃借権を移転するものです。

3番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 4,298㎡外2筆、合計9,337㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2285㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,007㎡外1筆、合計3,723㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,701㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、賃借権の再設定によるもので、■■■■さんと、■■■■さんの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 3,442㎡外1筆、合計4,595㎡を再設定の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、860㎡外1筆 合計1,817㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

嶋貫事務局長補佐

9番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の畑 750㎡外3筆 合計3,313㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

10番につきましては、■■■■さん外1名と、■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の樹園地 1,627㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

11番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の畑、969㎡ 外3筆 合計3,456㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

12番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、6,869㎡ を新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております

13番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、654㎡ を新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております

14番につきましては、■■■■さんと、■■■■さんとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、2,986㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております

議長（高橋会長）

お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第11号3番から6番の案件について、審議いたします。ここで、13番鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員 退席……………

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番 鈴木正徳 委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員 復席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。  
これより議第11号1番、2番及び7番から14番の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第11 議第12号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月10日付け農第932号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐

農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。

区域名は全域、借受者は、■■■■さん外1個人、1法人、貸付者は、■■■■さん外5名で、▲▲字▲▲の田、654㎡外13筆、合計20,722㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和2年5月9日から、令和12年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第12議第13号「令和2年度南陽市農業委員会活動方針の決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議13号「令和2年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等について策定致したため「基本方針」及び「重点活動方針」としてご提案するものがあります。

なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において検討いただいたものとなっております。

ご審議の上決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（高橋会長）

ただ今事務局長より説明ありましたが、嶋貫事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐

（補足説明する）

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

………なしの声………

- 議長（高橋会長） なしの声がありますので質疑を終結いたします。  
本案件について表決いたします  
お諮りします、ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（高橋会長） 原案のとおり決定することが全員と認めます。  
よって本案は原案のとおり決定することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に日程第13承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。  
ここで事務局長以外の職員の退席を求めます。  
……………事務局職員、退席する（ときに午後3時16分）……………
- 提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長 ただ今上程されました承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。  
事務局職員の任免につきましては農業委員会等に関する法律第26条第3項で農業委員会が任免すると規定されております。  
このことから委員会の承認を求めるものでございます。  
なお職員の内示につきましては明日24日午後1時30分となっておりますので、それまで取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。  
内容につきましては会長より申し上げます。
- 議長（高橋会長） それでは私より申し上げます。  
さきほど市長と協議してまいりました。  
結果につきましては、別紙のとおりです。
- 議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。
- 7番  
（本間仁一委員） 暫時、休憩をお願いします。
- 議長（高橋会長） それでは暫時休憩します。（ときに午後3時17分）
- 議長（高橋会長） 総会を再開します。（ときに午後3時22分）
- 議長（高橋会長） 他に質疑意見ございませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長（高橋会長） なしの声がありますので承第1号は承認いただいたものと認めます。
- 議長（高橋会長） ここで事務局職員の復席を求めます。

…………事務局職員、復席する（ときに午後3時23分）…………

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって令和2年3月18日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後3時23分）